

1 千葉市環境影響評価等技術指針 新旧対照表

| 改 定 前 | 改 定 後 (案) |
|---|---|
| <p>第1章 総論 (略)</p> <p>第2章 環境影響評価等の手順 (略)</p> <p>第1 事業計画概要書作成に係る手順 (事前配慮)</p> <p>1 概況調査の実施 (略)</p> <p>2 事前配慮の実施 (略)</p> <p>(1) 事前配慮の対象項目 事前配慮の対象項目は、<u>千葉市環境基本計画の事業別環境配慮指針</u>に掲げる環境配慮事項の区分に定めるところによる。</p> <p>(2) 事前配慮の実施方法 ア 対象事業計画を考慮し、概況調査結果及び千葉市環境基本計画の行政区別環境配慮指針の各区の課題と配慮の方向から、当該事業において配慮すべき事項を抽出し、今後の事業計画の検討及び環境影響評価における展開の方向性を検討する。 イ 対象事業計画及び概況調査結果を勘案し、<u>千葉市環境基本計画の事業別環境配慮指針</u>に掲げる環境配慮事項について検討し、以下の事項に区分する。 (ア)～(エ) (略) ウ～オ (略)</p> <p>3 事業計画概要書の作成 (略)</p> <p>第2 方法書作成に係る手順</p> <p>1 環境影響評価項目の選定</p> <p>(1) 環境影響要因の抽出 (略)</p> <p>(2) 環境影響要素の抽出 影響を受けることが予想される環境要素(以下「環境影響要素」という。)を抽出する。 環境影響評価の対象とする要素を抽出するに当たっては、千葉市環境基本条例(平成6年千葉市条例第43号)の趣旨の通り、<u>表2</u>に掲げるところを参考とする。 なお、<u>表2</u>は、すべての事業に共通するものとして策定したものであり、抽出に当たっては、当該事業の特性、概況調査結果から見た地域の特性を踏まえて環境影響要素の細区分の追加、削除を行う。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 項目選定結果の整理 (略) ア 影響評価項目及び重点化又は簡略化した項目が一覧できるマトリクス表 (<u>表3</u>参照) イ・ウ (略)</p> <p>2 調査、予測及び評価手法の検討 選定した影響評価項目について、第3の2 調査の実施、3 予測の実施及び5 評価の実施の内容及び<u>表4</u>及び<u>表5</u>を参考として、調査、予測及び評価手法を検討する。 調査手法については、調査内容、調査方法、調査地域及び地点を定めて調査を行う場合はその地点、調査期間及び頻度等について検討する。 予測手法については、予測内容、予測方法、予測地域及び地点を定めて予測を行う場合はその地点、予測時期について検討する。</p> | <p>第1章 総論 (略)</p> <p>第2章 環境影響評価等の手順 (略)</p> <p>第1 事業計画概要書作成に係る手順 (事前配慮)</p> <p>1 概況調査の実施 (略)</p> <p>2 事前配慮の実施 (略)</p> <p>(1) 事前配慮の対象項目 事前配慮の対象項目は、<u>表2</u>に掲げる環境配慮事項の区分に定めるところによる。</p> <p>(2) 事前配慮の実施方法 ア 対象事業計画、概況調査結果及び千葉市環境基本計画を踏まえ、対象事業実施区域及びその周辺地域における地域の課題と配慮の方向を明らかにし、今後の事業計画の検討及び環境影響評価における展開の方向性を検討する。 イ 対象事業計画及び概況調査結果を勘案し、<u>表2</u>に掲げる環境配慮事項について検討し、以下の事項に区分する。 (ア)～(エ) (略) ウ～オ (略)</p> <p>3 事業計画概要書の作成 (略)</p> <p>第2 方法書作成に係る手順</p> <p>1 環境影響評価項目の選定</p> <p>(1) 環境影響要因の抽出 (略)</p> <p>(2) 環境影響要素の抽出 影響を受けることが予想される環境要素(以下「環境影響要素」という。)を抽出する。 環境影響評価の対象とする要素を抽出するに当たっては、千葉市環境基本条例(平成6年千葉市条例第43号)の趣旨の通り、<u>表3</u>に掲げるところを参考とする。 なお、<u>表3</u>は、すべての事業に共通するものとして策定したものであり、抽出に当たっては、当該事業の特性、概況調査結果から見た地域の特性を踏まえて環境影響要素の細区分の追加、削除を行う。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 項目選定結果の整理 (略) ア 影響評価項目及び重点化又は簡略化した項目が一覧できるマトリクス表 (<u>表4</u>参照) イ・ウ (略)</p> <p>2 調査、予測及び評価手法の検討 選定した影響評価項目について、第3の「2 調査の実施」、「3 予測の実施」及び「5 評価の実施の内容」並びに<u>表5</u>及び<u>表6</u>を参考として、調査、予測及び評価手法を検討する。 調査手法については、調査内容、調査方法、調査地域及び地点を定めて調査を行う場合はその地点、調査期間及び頻度等について検討する。 予測手法については、予測内容、予測方法、予測地域及び地点を定めて予測を行う場合はその地点、予測時期について検討する。</p> |

2 千葉市環境影響評価等技術指針（案）（抜粋）

- （平成11年6月12日千葉市告示第249号）
（改定 平成22年7月30日千葉市告示第445号）
（改定 平成26年5月9日千葉市告示第407号）
（改定 令和元年7月1日千葉市告示第567号）
（改定 令和2年9月2日千葉市告示第725号）
（改定 令和3年5月20日千葉市告示第418号）
（改定 令和 年 月 日千葉市告示第 号）

第1章 総論

第1 趣旨

- 1 この技術指針は、千葉市環境影響評価条例（平成10年千葉市条例第39号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、事前配慮、環境影響評価及び事後調査等（以下「環境影響評価等」という。）が科学的かつ適正に実施されるよう、環境影響評価等の項目並びに調査、予測及び評価の手法など必要な技術的事項を定めるものである。
- 2 この技術指針は、基本的かつ一般的な事項について定めるものであり、事業者が環境影響評価等を実施するに当たっては、対象とする事業の特性及び地域特性を勘案した上で、適宜取捨選択を行うことができる。また、この技術指針に定めのない事項においても、必要に応じ、追加、補足し、あるいはこの技術指針に定めるものと同程度以上の効果を有する調査、予測等の方法がある場合には、その方法によることができる。

第2 環境影響評価等に関する基本的事項

1 環境影響評価等を実施する時期

環境影響評価を実施する時期は、対象事業の内容が概ね特定され、かつ、当該事業の計画が変更可能な時期とする。但し事前配慮については、計画のできるだけ早期から取り組むこととする。

2 環境影響評価等の対象とする地理的範囲

環境影響評価等の対象とする地理的範囲は、原則として千葉市域（海域を含む。）のうち当該事業により環境影響が及ぶ可能性のある範囲とし、必要に応じ千葉市に隣接する地域を含んで実施することができる。

3 環境影響評価等の実施に当たっての基本方針

事業計画の策定に当たっては、地域環境及び地球環境の保全への配慮の観点から、千葉市環境基本計画との十分な整合を図るものとする。

環境影響評価等の各段階において、環境影響の回避・低減に配慮し、事業計画に反映する。

環境影響評価の実施に当たっては、客観的かつ科学的な手法により行うものとし、必要に応じ専門家等知見を有する者の助言を得るものとする。

環境影響評価の実施においては、市民の参加によってよりよい事業のあり方を環境影響の側面から求めていくものであることを考慮し、情報公開や図書の記述においては論理的かつわかりやすいものとするに努めること。

第2章 環境影響評価等の手順

環境影響評価等に係る調査等は以下に示す手順により実施する。（図1参照）

第1 事業計画概要書作成に係る手順（事前配慮）

1 概況調査の実施

概況調査は、事前配慮及び環境影響評価の項目の選定並びに調査、予測及び評価の手法の選定を行うにあたり必要とする対象事業実施地域及びその周辺地域の概況と基礎的な環境特性を把握することにより行う。この場合において、過去の状況の推移及び将来の状況も把握する。

(1) 概況調査の対象項目

概況調査は、表1に示す地域の環境要素の状況等、それに関連する社会経済の状況、地域の環境保全の状況等について実施する。

(2) 概況調査の実施方法

概況調査は、主に既存資料の収集・解析により実施するものとするが、必要に応じて概括的な現地踏査及び市、県、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者からの聞き取り調査を実施する。

(3) 概況調査結果の整理

概況調査の結果の記述は、地域の環境要素の状況、それに関連する社会経済の状況、地域の環境保全の状況について行うとともに、対象事業を実施しようとする地域及びその周辺地域において、自然環境の保全、人の健康の保護、生活環境の保全の観点から、影響の回避、低減を行うことが望ましい地域又は対象について明らかにする。

2 事前配慮の実施

概況調査により明らかにした環境要素の状況及び配慮を図るべき地域又は対象を踏まえ、千葉市環境基本計画の趣旨を事業計画に反映させる。

(1) 事前配慮の対象項目

事前配慮の対象項目は、表2に掲げる環境配慮事項の区分に定めるところによる。

(2) 事前配慮の実施方法

ア 対象事業計画、概況調査結果及び千葉市環境基本計画を踏まえ、対象事業実施区域及びその周辺地域における地域の課題と配慮の方向を明らかにし、今後の事業計画の検討及び環境影響評価における展開の方向性を検討する。

イ 対象事業計画及び概況調査結果を勘案し、表2に掲げる環境配慮事項について検討し、以下の事項に区分する。

(ア) 事業計画において配慮した事項

(イ) 事業計画の熟度に応じて今後配慮していく事項

(ウ) 当該事業においては配慮することが困難な事項

(エ) 当該事業においては配慮を要しない事項

ウ (ア)に区分した事項については、配慮した内容を明らかにする。

エ (イ)に区分した事項については、今後の計画策定及び環境影響評価の実施における配慮の方針を明らかにする。

オ (ウ)及び(エ)に区分した事項については、その理由を明らかにする。

3 事業計画概要書の作成

以上の過程により得られた結果をとりまとめ、事業計画概要書を作成する。

第2 方法書作成に係る手順

1 環境影響評価項目の選定

(1) 環境影響要因の抽出

対象事業に係る全ての行為のうち、環境への影響が想定される行為（以下「環境影響要因」という。）を抽出する。

環境影響評価の対象とする行為の範囲は、当該事業に係る工事、工事が完了した後の土地及び工作物（以下「土地等」という。）の存在、土地等の供用に伴い行われる事業活動その他の人の活動、対象事業の一部として、当該対象事業が実施されるべき区域にある工作物の撤去若しくは廃棄、又は対象事業の実施後、当該対象事業の目的に含まれる工作物の撤去若しくは廃棄が予定されている場合の当該撤去若しくは廃棄とする。

(2) 環境影響要素の抽出

影響を受けることが予想される環境要素（以下「環境影響要素」という。）を抽出する。

環境影響評価の対象とする要素を抽出するに当たっては、千葉市環境基本条例（平成6年千葉市条例第43号）の趣旨にのっとり、表3に掲げるところを参考とする。

なお、表3は、すべての事業に共通するものとして策定したものであり、抽出に当たっては、当該事業の特性、概況調査結果から見た地域の特性を踏まえて環境影響要素の細区分の追加、削除を行う。

(3) 影響評価項目の選定

抽出された環境影響要因から環境影響要素への影響の発生過程を検討するとともに、事業特性及び概況調査結果からみた地域特性等から影響の程度を想定し、一定程度の影響が想定される場合に、環境影響評価を行う環境要素（以下「影響評価項目」という。）として選定する。

なお、この場合、環境汚染物質に係る項目については具体的な物質名あるいは指標名を、生物

の多様性の確保と多様な自然環境の保全や快適な生活環境の保全に係る項目においては特に注目すべき対象の種名、場所名等を可能な限り明らかにする。

(4) 影響評価項目の重点化等

選定した影響評価項目は、項目の特性及び想定される環境影響の程度を踏まえ、以下の重点化等の区分を行う。

- ア 調査、予測、評価を標準的な手法により実施する項目（一般項目）
- イ 調査、予測、評価を詳細に実施する項目（重点化項目）
- ウ 調査、予測、評価を簡略化して実施する項目（簡略化項目）
- エ 調査、予測、評価を行わず一般的な配慮事項で対処する項目（配慮項目）

(5) 項目選定結果の整理

影響評価項目の選定結果について、以下の整理を行う。

- ア 影響評価項目及び重点化又は簡略化した項目が一覧できるマトリクス表（表4参照）
- イ 選定した影響評価項目ごとの選定理由及び重点化又は簡略化の理由並びに影響評価の観点を取りまとめた表
- ウ 影響要因が相互に関連し合うなど、必要な場合は、環境影響要因から環境評価項目への環境影響の発生過程がわかる関係図

2 調査、予測及び評価の手法の検討

選定した影響評価項目について、第3の「2 調査の実施」、「3 予測の実施」及び「5 評価の実施の内容」並びに表5及び表6を参考として、調査、予測及び評価の手法を検討する。

調査手法については、調査内容、調査方法、調査地域及び地点を定めて調査を行う場合はその地点、調査期間及び頻度等について検討する。

予測手法については、予測内容、予測方法、予測地域及び地点を定めて予測を行う場合はその地点、予測時期について検討する。

なお、表5及び表6は全ての事業及び全ての影響要因に共通するものとして策定したものであるため、手法の選定に当たっては、事業の特性、概況調査結果からみた地域の特性を踏まえ、項目選定で行った重点化、簡略化の区分に応じて適切に設定する。その場合、表5及び表6に記載した手法と同等又はそれ以上の信頼性を有する手法であれば、その根拠を示した上でその手法を用いることができる。

3 方法書等の作成

事業の内容と、以上の概況調査結果、事前配慮内容、影響評価項目の選定結果、調査、予測及び評価手法の検討結果を、方法書及びこれを要約した書類（要約書）としてとりまとめる。

第3 準備書作成に係る手順

1 影響評価項目並びに調査、予測及び評価手法の決定

方法書に対する住民意見、市長意見に基づき影響評価項目並びに調査、予測及び評価手法を見直すとともに、必要に応じて事業計画の見直しを行う。

事業計画の見直しは、環境影響の回避・低減の観点から行う。

なお、調査、予測及び評価手法は、その後の調査等の結果及び事業計画の検討状況に応じ、適宜見直しを行うものとする。

2 調査の実施

対象事業を実施しようとする地域の環境の状況について、予測及び評価を行うに当たって必要な情報を得ることを目的とし、調査を実施する。

調査手法の検討及び実施に当たっての基本的な考え方は以下のとおりとする。

(1) 調査内容及び調査方法

調査は影響評価項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、予測及び評価において必要とされる精度が確保されるよう、適切な調査内容及び具体的な調査又は測定の方法を選定する。

この場合において、事業特性を勘案するに当たっては、事業内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容も把握する。

なお、地域特性を勘案するに当たっては、当該地域特性が時間の経過に伴って変化するものであることを踏まえるものとする。

法令等により調査又は測定の方法が定められている場合には、これを踏まえ適切な調査方法を選定する。

(2) 調査対象地域及び調査地点

調査の対象とする地理的範囲は、調査対象の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、対象事業の実施により環境の状態が一定程度以上変化する範囲又は環境が直接改変を受ける範囲及びその周辺等とし、その設定の理由を明らかにする。また、調査範囲の設定においては、必要に応じて概略の影響検討を実施して適切に設定する。

調査対象の特性に応じて調査対象地域内に調査地点を設定する場合は、調査内容及び特に影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点及びその他調査の実施に適切かつ効果的な地点を設定する。

(3) 調査期間及び頻度等

調査の期間及び時期は、調査内容、地域の気象又は水象等の特性、社会的状況等に応じ、適切かつ効果的な期間及び時期を設定する。この場合において、季節の変動を把握する必要がある調査対象については、これが適切に把握できる調査期間を確保するとともに、年間を通じた調査については、必要に応じて観測結果の変動が少ないことが想定される時期に開始する。

既存の長期間の観測結果が存在しており、かつ、現地調査を行う場合には、当該観測結果と現地調査により得られた結果を対照する。

(4) 調査結果の整理方法

調査結果の出自及びその妥当性を明らかにできるように、既存資料によるものについては当該情報が記載されていた文献名等の出典を明記する。

また、現地調査結果については、結果の公開により保全上の支障が生じないように、種及び場所を特定できない形で整理する等の配慮を行う。

(5) 環境への影響が少ない調査方法の選定

調査の実施そのものに伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、可能な限り環境への影響の少ない調査方法を選定する。

3 予測の実施

対象事業が環境に及ぼす影響について、その内容及び程度を把握し、及び環境保全対策を検討するための情報を得ることを目的とし、選定した影響評価項目について予測を実施する。

予測手法の検討及び実施に当たっての基本的な考え方は以下のとおりとする。

(1) 予測内容及び予測方法

予測の方法は、事業特性及び地域特性を勘案し、影響評価項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう、事業による環境の状態の変化の程度を予測することを基本とする。また、事業特性、地域特性及び要素の特性によっては、事業による負荷の程度を予測すること、又は事業による負荷を生じさせないための配慮の内容の明確化及びその効果の検討をもって予測に替えることができる。

なお、環境の状態の変化の程度の予測においては、数理モデルに基づく数値計算、模型等による実験、既存事例の引用又は解析等の方法のうちから、適切な手法を選定して行う。この場合、定量的に把握することを基本とし、定量的な把握が困難な場合は定性的に把握する。

(2) 予測地域及び予測地点

予測の対象とする地理的範囲は、事業特性及び地域特性を十分勘案し、調査地域のうちから適切に設定する。

予測指標の特性に応じて予測地点を設定する場合は、予測内容、保全すべき対象の状況、地形、気象又は水象の状況等に応じ、地域を代表する地点、特に影響を受けるおそれのある地点、保全すべき対象等への影響を的確に把握できる地点等を設定する。

(3) 予測の対象時期

予測の対象とする時期は、事業特性、地域の気象又は水象等の特性、社会的状況等を十分に勘案し、予測内容ごとに工事、存在、供用による環境影響を的確に把握できる時期を設定する。

工事による影響については工事中の影響が最大となる時期又は工事終了時、存在による影響については工事終了後一定期間を経過し、存在による影響がほぼ確定した時期、供用による影響については供用時の活動が定常的な状態に達した時期及び供用開始後の影響が最大になる時期（当該時期が設定されることができる場合に限る。）を基本として、適切な時期を設定する。ただし、存在及び供用による影響が上記のような状態に達するまでに長期間を要する場合や供用による影響の変動が大きい場合又は対象事業に係る工事が完了する前の土地等について供用することが予定されている場合等においては、必要に応じて中間的な時期等適切な時期に補足的に予測を行う。

(4) 予測の前提条件の明確化

予測に当たっては、予測の手法に係る予測地域等の設定の根拠、予測の手法の特徴及びその適

用範囲、予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及びパラメータ等について、地域の状況等に照らし、それぞれその内容及び妥当性を、予測の結果との関係と併せて明らかにできるように整理する。

(5) 将来の環境の状態の設定のあり方

環境の状態の予測に当たっては、当該対象事業以外の事業活動等によりもたらされる地域の将来の環境の状態を明らかにできるように整理し、これを勘案して行うものとし、将来の環境の状態は、市及び県が有する情報を収集して設定するよう努める。

(6) 予測の不確実性の検討

科学的知見の限界、予測条件の不確実性等に伴う予測の不確実性について、その程度及びそれに伴う環境への影響の重大性について整理する。

この場合において、必要に応じて予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつきの程度により、予測の不確実性の程度を把握する。

4 環境保全対策の検討

第4章 環境保全措置の内容を踏まえ、対象事業が環境に及ぼす影響を回避又は低減するため、予測及び評価に基づき、環境保全対策を検討する。

また、やむを得ず影響を生じる場合には、事業の実施により損なわれる環境要素と同種の環境要素を創出すること等により損なわれる環境要素の持つ環境保全上の価値を代償するための措置（以下「代償措置」という。）を検討する。

環境保全対策の検討に当たっては、事前配慮において事業計画の熟度に応じて今後配慮していくとした事項を踏まえることとする。

なお、環境保全対策を検討した場合には、再度予測を実施する。

5 評価の実施

(1) 評価の考え方

評価は、調査及び予測の結果を踏まえ、事業の実施により影響評価項目に係る影響が、事業者により最大限に回避され、又は低減されているものであるか否かについての事業者の見解を明らかにすることにより行う。この場合において、評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにできるように整理する。

また、評価に関しては、環境基本計画の目標や環境基準等、国、県又は市によって環境保全の観点からの基準又は目標が示されている場合は、当該評価において当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにできるように整理しつつ、これらとの整合が図られているか否かについても検討する。

なお、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについても、当該環境基準との整合性が図られているか否かについて検討する。

(2) 項目ごとの評価の方法

影響評価項目ごとに、環境影響評価の実施を通じて検討した複数の計画案又は複数の環境保全対策案等について、それぞれの予測結果を比較検討することにより、実行可能な範囲内において最大限に影響の回避又は低減が図られているか否かを検討する。

また、環境保全の観点からの基準又は目標がある場合には、これの達成のための最大限の配慮がなされているか否かを検討する。

なお、項目ごとの評価は、必要に応じ、比較検討する複数の計画案又は環境保全対策案の内容により段階を区分して実施すること、あるいは影響評価の細区分ごとではなく環境要素の区分ごとにまとめて実施することができる。

(3) 総合評価の方法

影響評価項目ごとの調査、予測及び評価結果に基づき、結果の一覧表を作成するなどの整理を行い、項目選定の際の項目の重点化、簡略化の検討結果を勘案しつつ、対象事業に係る総合的な評価を行う。

6 監視計画の策定

調査、予測及び評価の結果を踏まえ、予測結果の検証及び追加的な環境保全措置を実施するため、監視計画を策定する。

なお、監視計画は第3章 事後調査等の手順に基づき、以下の事項について定める。

(1) 事後調査の対象項目及び内容

- (2) 対象項目ごとの事後調査の対象時点、時期、頻度等
- (3) 対象項目ごとの調査地点
- (4) 対象項目ごとの調査方法
- (5) 事後調査の実施体制（報告書提出までの工程表及び緊急時の連絡体制等）
- (6) 事後調査を事業者以外の者に委託して行う場合、実施主体の名称、主たる住所等

7 準備書等の作成

以上の過程により得られた結果をとりまとめ、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）及びこれを要約した書類（要約書）を作成する。

第4 評価書の作成に係る手順

1 意見等への対応の検討

準備書に対して出された意見書、市長意見への対応を検討し、事業者の見解としてとりまとめる。これに基づき、必要に応じ事業計画の見直し、事前配慮の再実施、保全対策の検討を行い、調査、予測及び評価を再実施する。

2 評価書等の作成

以上の過程により得られた結果をとりまとめ、評価書及びこれを要約した書類（要約書）を作成する。

3 評価書の補正

評価書に対し、市長意見が出された場合、これへの対応を検討し、必要に応じ事業計画の見直し、事前配慮の再実施、保全対策の検討を行い、調査、予測及び評価を再実施し、所定の補正を行う。

第3章 事後調査等の手順

第1 事後調査の実施

事後調査は、評価書に記載した監視計画に基づき、事業者自らが工事中及び供用後の環境の状況等について調査を実施し予測評価結果の検証を行うことにより、必要に応じて追加の環境保全措置を適切に講じるとともに、事業者自らによる環境影響評価結果に基づく適正な事業実施、市長による適切な指導、今後の予測評価技術の向上に資することを目的として行う。

1 事後調査の対象項目

事後調査の対象項目は、原則として全ての影響評価項目とする。

2 事後調査の内容

事後調査の内容は、以下の通りとする。

- (1) 影響評価の対象とした環境の状態
- (2) 対象事業の状況及び発生する負荷の状況

3 事後調査の対象時点、時期、頻度等

調査の時期は、原則として予測時点とする。

但し、影響の出現に時間を要するもの、影響の程度に経時的な変動が想定されるもの等については、必要に応じて一定期間のモニタリング調査等を行う。

4 事後調査の地点

事後調査の地点は、予測地点がある場合はこれを基本とし、予測地点がない場合は、地域の環境を代表する地点、影響がもっとも大きいと想定される地点等適切かつ効果的な地点を設定する。

5 事後調査の方法

事後調査の方法は、原則として現地調査によるものとする。

測定方法等現地調査の方法は、調査手法に準じるものとする。

第2 事後調査実施後の検討

1 事後調査結果の検討

事後調査の結果は、予測評価結果と比較検討する。その結果が予測評価結果と著しく異なる場合には、事業の状況等を勘案し、その理由を検討する。

2 追加的保全措置等の検討及び実施

事後調査の結果が予測評価結果と著しく異なり、環境への影響が大きい場合には、必要に応じて追加的保全措置を検討し、実施する。その場合、追加的保全措置による効果及び環境影響について、予測評価を実施する。

また、事後調査の結果に基づき、追加的環境保全措置を実施する場合又は環境影響の継続的観察が必要と認められる場合には、再度、監視計画を策定し実施する。

第3 事後調査の報告等

以上の過程により得られた結果をとりまとめ、事後調査報告書を作成し、提出する。

なお、事後調査の結果が予測評価結果と著しく異なり、環境への影響が大きい場合等においては、報告書とは別途迅速な連絡を行うこと。

第4章 環境保全措置

第1 環境保全措置の範囲

環境保全措置とは、予測の結果に基づき、環境影響を回避、低減するために検討する環境保全対策に加え、事業の実施にあたり環境保全の観点から行う事前配慮、評価の結果なお残る環境影響について講じる代償措置、事後調査の結果に基づき講じる追加的環境保全措置を包含するものとする。

第2 環境保全措置の考え方

環境保全措置は、事業の計画及び実施の各段階に応じ、以下の回避、低減を優先し、その結果を踏まえ代償を検討する。

1 回避

事業の全体もしくは一部の配置又は内容を変更すること等によって、影響の発生を回避する。

2 低減

事業の程度又は規模を制限すること、事業の実施方法を変更すること等によって、汚染物質質量や自然の損壊等影響要因の発生の程度を最小化する。

また、汚染物質の除去装置の設置や修景緑化等適切な対策を講じることにより、発生した影響要因による影響の程度を最小化する。

3 代償

事業の実施により損なわれる環境要素について、損なわれた環境要素を原則として同一の場所で修復、再生する。

また、事業の実施により損なわれた環境要素と原則として同種の環境要素を創出することにより、損なわれた環境要素の価値、機能等を代替する。

第3 環境保全措置の検討等における留意点

環境保全措置の検討に当たっては、環境保全措置についての複数案の比較検討、実行可能な範囲内において最大限に影響の回避又は低減が図られているか否かの検討等を通じて、講じようとする環境保全措置の妥当性を検証する。この場合において、当該検討が段階的に行われている場合には、これらの検討を行った段階ごとに環境保全措置の具体的な内容を明らかにできるように整理する。

その際、保全措置の内容、実施時期、実施期間、実施主体等の実施の方法を極力具体的に示すとともに、保全措置の効果（保全措置にもかかわらず存在する環境影響の程度を含む。）及び不確実性の程度、保全措置の実施に伴い生じるおそれのある環境影響等を一覧できるように整理する。

代償のための措置を講じようとする場合には、影響の回避、低減のための措置を講じることが困難であることを明確にするとともに、損なわれる環境要素と代償される環境要素について、十分な調査を実施し、措置の内容を慎重に検討し、代償措置の効果及び実施が可能と判断した根拠を可能な限り具体的に明らかにできるようにする。

第5章 環境影響評価関連図書等の作成方法

第1 作成上の留意点

環境影響評価関連図書の作成に当たっては、科学的、論理的な記述に努めるとともに、表現についてはわかりやすいものとするよう努める。

環境影響評価関連図書については、必要に応じて本編と資料編とに分けるものとし、本編においては、環境影響評価の内容を記述するために必要な最小限の内容を記載し、詳細なデータ等については資料編に記載する。

また、内容の周知を図る際には、必要に応じて概要を分かりやすく記載した要約版を作成する。

図書の作成にあたり利用した文献又は資料については、著作権に配慮し、出典を明らかにするとともに、現地調査については、調査実施者（委託した会社又は調査者）、実施時期、実施内容等を明記する。また、現地調査については、現地における記録、標本、写真等、調査の信頼性の検証に必要な資料について求めに応じて提出可能なように整理を行っておく。

第2 環境影響評価関連図書の記載事項

1 事業計画概要書

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、目的及び内容
事業の目的を明らかなものとするため、事業の必要性、事業計画検討の経緯等について記載するものとする。
事業の内容については、事業の種類、位置、規模、土地利用等この段階において定まっている内容を記載するものとする。
- (3) 対象事業実施区域及びその周囲の概況（概況調査結果）
概況調査の地理的範囲とその設定理由について記載する。
地域の環境の概要、回避及び低減等の配慮を図るべき対象及びその他地域の環境保全上の留意点を概況調査の区分ごとに記載する。
- (4) 事前配慮の内容
以下の区分に従い事前配慮の内容を記載する。
 - ア この段階の事業計画において事前に配慮した事項及びその内容
 - イ 事業計画の熟度に応じて今後配慮していく事項及びその配慮の方向性の内容
 - ウ 当該事業においては配慮が困難な事項及びその理由
 - エ 当該事業においては配慮を要しない事項及びその理由

2 方法書

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、目的及び内容
事業の目的を明らかなものとするため、事業の必要性、事業計画検討の経緯等について記載するものとする。
事業の内容については、事業の種類、位置、規模、土地利用等この段階において定まっている内容を記載するものとする。
- (3) 対象事業実施区域及びその周囲の概況（概況調査結果）
事業計画概要書に記載した内容に準ずるものとし、必要に応じて修正を行ったものを記載する。
- (4) 事前配慮の内容
以下の区分に従い事業計画概要書に記載した事前配慮の内容を記載する。
 - ア この段階の事業計画において事前に配慮した事項及びその内容
 - イ 事業計画の熟度に応じて今後配慮していく事項及びその配慮の方向性の内容
 - ウ 当該事業においては配慮が困難な事項及びその理由
 - エ 当該事業においては配慮を要しない事項及びその理由事業計画概要書から方法書までに計画熟度の高まり等により、その内容に変更が生じた場合は変更の内容とその理由を記載する。
- (5) 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
 - ア 影響評価項目の選定結果
環境影響要因と環境影響要素によるマトリクスにより、選定した影響評価項目及び重点化等の区分の結果を示す。

また、影響評価項目について選定及び重点化等の区分の理由を記載する。

イ 影響評価項目ごとの調査、予測及び評価の手法

影響評価項目ごとに調査手法、予測手法及び評価手法を記載する。その際、選定の理由及び重点化等の区分をどのように手法に反映させたかについても併せて記載する。

調査手法については、調査内容、調査方法あるいは測定方法、調査地域及び地点、調査期間及び頻度等を記載するものとする。

予測手法については、予測内容、予測方法、予測地域及び地点、予測時期等を記載するものとする。

評価手法については、(4)のイの事項のうち当該影響評価項目に関連する事項、影響の回避及び低減を図る対象又は回避及び低減を図る影響の観点、整合を図るべき環境保全の水準等について記載する。また、影響の回避及び低減のための代替案検討の範囲について可能な限り記載する。

ウ 専門家等の助言

項目、手法の選定に当たって、専門家等の助言を受けた場合は、助言内容及びその専門家等の専門分野を記載する。

3 準備書

(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 対象事業の名称、目的及び内容

事業の内容については、環境影響の予測評価の結果最終的に採用するものとした計画の内容を示すものとし、方法書に記載した事項のほか、環境影響の予測評価において必要な事業の内容、工事の実施方法及び工程等について記載する。

(3) 対象事業実施区域及びその周囲の概況（概況調査結果）

方法書の記載事項に準じるものとし、必要に応じ修正を行ったものを記載する。

(4) 事前配慮の内容

方法書の記載事項に準じる。ただし、事業計画概要書から方法書までの段階において行った変更について分けて記述することは必要としない。

(5) 方法書についての市民等意見の概要

(6) 方法書についての市長の意見

(7) (5)及び(6)についての事業者の見解

これらの意見により、方法書の内容を変更したり、準備書に反映させた事項についてはその箇所を明らかにする。

(8) 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

方法書の記載事項に準じるものとし、項目並びに手法の見直しを行った場合にはその内容と見直しの経緯について記載する。

(9) 項目ごとの調査、予測及び評価の結果

項目ごとに、調査結果の概要、予測結果及び評価結果を記載する。

なお、調査結果については、(13)調査の結果においてその内容を記載する。

(10) 環境保全対策

予測評価の過程で検討対象とした環境保全対策、そのうち採用することとした措置及びその理由等を一覧できるように整理する。

評価の結果、やむを得ず代償のための措置を講じることとした場合は、回避、低減のための措置を講じることが困難な理由、代償措置の内容、当該措置の効果、当該措置を講じることによる環境影響等について記載する。

(11) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

(12) 監視計画

事後調査の対象項目及び内容、調査の対象時点・時期・頻度等、対象項目ごとの調査地点、調査方法、事後調査報告書の提出時期、事後調査を事業者以外のものが行う場合実施主体の名称・住所等について記載する。

(13) 調査の結果

項目ごとに調査結果の内容を記載する。

(14) 環境影響評価の全部又は一部を他のものに委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

4 評価書

- (1) 準備書に準じる事項
準備書の内容に、必要な修正を加えて記載する。
- (2) 準備書に対する市民等意見の概要
- (3) 準備書に対する市長の意見
- (4) (2) (3)に対する事業者の見解
- (5) 準備書記載事項への修正の内容
- (6) 環境影響評価の全部又は一部を他のものに委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

なお、評価書の補正に係る記載事項は、評価書に準じる。

5 事後調査報告書

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、目的及び内容
事業の内容には、評価書に記載した事項を記載する。
- (3) 事業の実施状況
事業の進捗状況を記載する。
- (4) 事後調査の実施状況
監視計画のうち、実施した（当該報告書に記載した）事後調査を明確にする。
- (5) 実施した事後調査内容及び調査結果
実施した調査項目ごとに、調査の実施日時、実施者、実施方法等を記載する。
調査結果について、予測結果と比較検討が可能なように整理する。
- (6) 調査結果の検討
調査結果が予測結果と著しく異なる場合のその理由の検討結果、追加的保全措置を検討した場合のその内容及びその効果等の予測結果、監視計画を見直した場合その内容等を記載する。
- (7) 事後調査の全部又は一部を他のものに委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (8) 今後の対応
必要に応じて、今後住民から苦情等が発生した場合の対応方法、今後の自主的な環境管理計画及び住民等への情報公開方法等について記載する。

なお、法対象事業事後調査報告書の記載事項は、事後調査報告書に準じる。

第3 環境影響評価関連図書の電子縦覧

市は、市のウェブサイトを利用した、環境影響評価関連図書の公表について、事業者が申し出た場合には、以下に定める手続きにより行うものとする。

1 対象とする図書

環境影響評価法、千葉県環境影響評価条例及び千葉市環境影響評価条例の規定に基づくインターネットによる公表（電子縦覧）が義務づけられた環境影響評価図書とする。

2 市のウェブサイト掲載時の著作権への同意

事業者は、市のウェブサイトを使用して電子縦覧を行おうとするときは、次に定める方法により、著作権上の配慮について市と協議するものとする。

- (1) 事業者は、市のウェブサイトに環境影響評価関連図書を掲載しようとするときは、別紙様式により市に「電子縦覧に関する同意書」（様式第1号）を当該図書と併せて提出し協議するものとする。
- (2) 市は、事業者から「電子縦覧に関する同意書」により著作権の不許可部分について申し出があり、その理由が正当であると認めるときは、当該著作物の掲載は行わないものとする。

3 電子データの仕様について

事業者が前項の規定により、環境影響評価関係図書を市に提出する場合は、次に定める仕様のとおりとする。

- (1) データの提出は、CD-R等の可搬型の電子媒体とする。
- (2) ファイル形式は、PDF形式とし、各々のファイル容量が2MB以下になるよう分割する。

4 電子縦覧終了後の電子データの管理等について

環境影響評価関連図書等の電子データの電子縦覧終了後の取り扱い及びその他電子縦覧に関することについては、事業者及び市の協議により定めるものとする。

第6章 補則

- 1 この技術指針は、今後の事例の集積や科学的知見の進展等により、必要に応じ適宜改定を行うものとする。
- 2 この技術指針に定めるもののほか、必要な細目的事項は、別に定める。

附 則

この技術指針は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この技術指針は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この技術指針は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この技術指針の施行の際現にこの技術指針による改定前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この技術指針は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この技術指針は、令和3年5月20日から施行する。
- 2 この技術指針の施行の際現にこの技術指針による改定前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この技術指針は、令和 年 月 日から施行する。

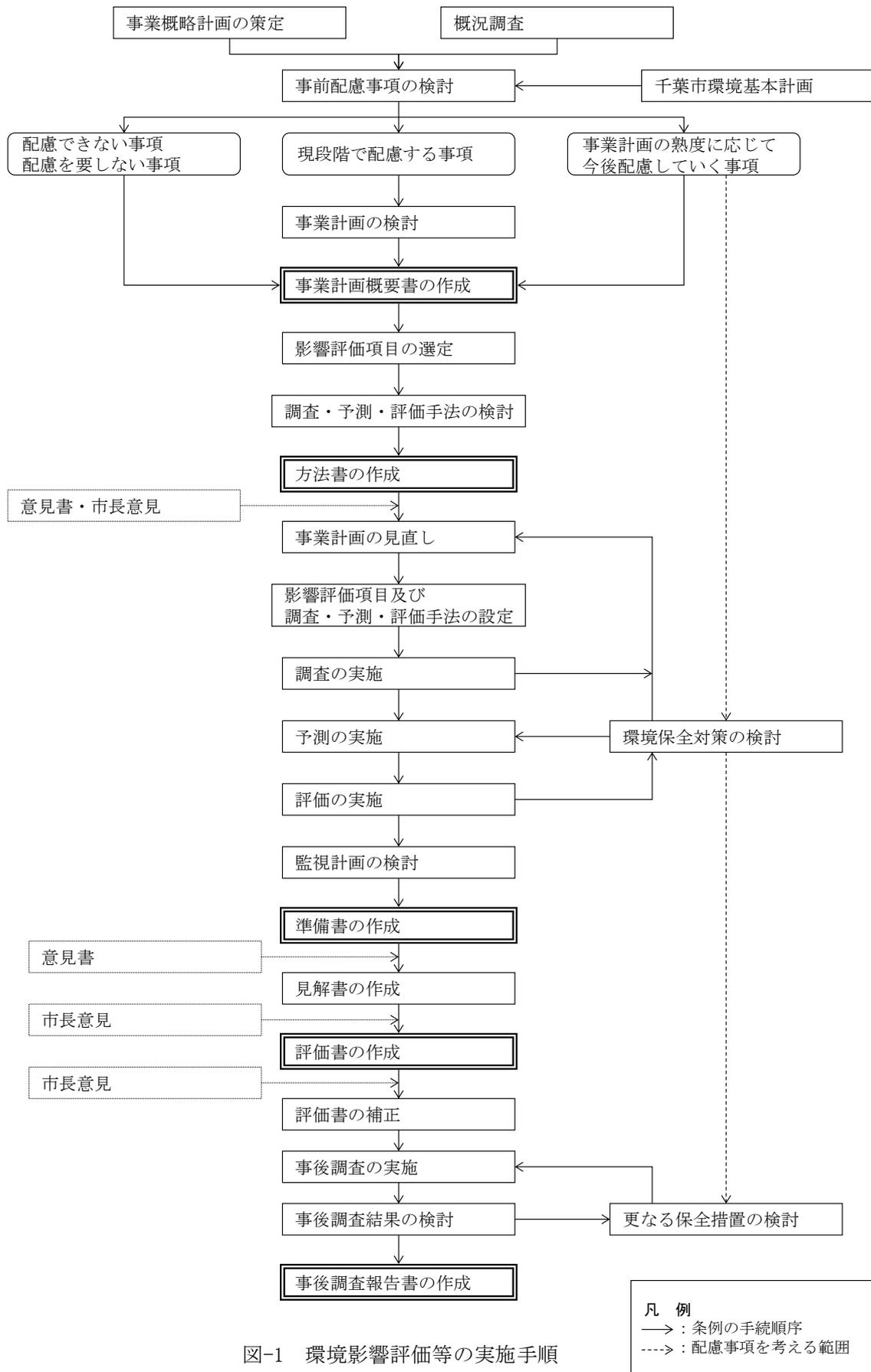


図-1 環境影響評価等の実施手順

凡例
 → : 条例の手続順序
 -.-> : 配慮事項を考える範囲

表1 概況調査の調査事項

| | 調査項目 | 調査の内容 |
|---------|-----------|---|
| 環境要素の状況 | 大気環境 | 気象（風向、風速、気温、降水量等の状況） 大気質（大気質の状況、発生源及び保全対象の状況） 悪臭（悪臭の状況、発生源及び保全対象の状況） 騒音（騒音の状況、発生源及び保全対象の状況） 振動（振動の状況、発生源及び保全対象の状況） 低周波音（低周波音の状況、発生源及び保全対象の状況）等 |
| | 水環境 | 水質（水質の状況、発生源及び保全対象の状況） 水底の底質（水底の底質の状況、発生源及び保全対象の状況） 水象（河川及び湖沼等の状況、流域の状況、河川の流量、地下水及び湧水の状況、地下水利用の状況、流況、潮流、潮汐、水深、水温、成層・密度流の状況、水辺の状況等） |
| | 地質環境 | 地形・地質（地形・地質の状況、災害履歴） 地盤沈下（地盤沈下の状況、沈下の原因等） 土壌汚染（土壌汚染の状況、発生源の状況、土地利用の履歴） 地下水質（地下水の状況、発生源及び保全対象の状況）等 |
| | その他の環境 | 日照障害（日影の状況、建築物等の状況、保全対象の状況） 電波障害（電波受信の状況、発生源及び保全対象の状況）等 |
| | 生物環境 | 植物（植物相の状況、植生の状況、注目すべき植物及び生育地の状況、樹木・樹林の状況） 動物（動物相の状況、注目すべき動物及び生息地の状況） 水生生物（生物相の状況、注目すべき水生生物及び生育・生息地の状況、水辺生物の状況） 生態系（地域を特徴づける生態系の状況）等 |
| | 快適環境 | 景観（景観の状況、景観資源の状況、主な眺望の状況） ふれあい活動の場（人と自然とのふれあい活動の場の状況及びその利用状況、人と自然とのふれあい活動の場として利用の可能性のある水辺、緑等の状況） 文化財（歴史・文化特性、指定文化財、埋蔵文化財等の状況） 安全（高圧ガス、危険物貯蔵施設の分布、保全対象の状況）等 |
| 社会経済の状況 | 人口・産業 | 人口（人口分布、人口動態、将来人口等） 産業（産業構造の特性及び変化、用水・燃料使用状況等） |
| | 資源利用 | 土地利用（土地利用の状況・動向、都市計画の用途地域、土地利用構想等） 水利用（水利用の状況） 水域利用（水面利用の状況、水利権の設定状況及び利水の状況、漁業権の設定状況等） その他の資源利用（鉱山、砂利採取等）等 |
| | 社会資本・環境整備 | 交通（道路交通状況、鉄道、空港、港湾の状況及びその利用状況、将来整備構想） 環境整備（上水道及び下水道の整備状況、廃棄物処理の整備状況、将来計画、企業の公害防止施設の状況） 保全対象施設等（学校、医療施設等の環境の保全について特に配慮が必要な施設及び住宅の状況）等 |
| 環境保全の状況 | 環境保全状況 | 関係法令による指定、規制（自然環境保全に係る指定地域、公害防止に係る指定地域、環境基準の指定類型、災害防止に関する指定地域等の状況等） その他環境保全に関する事項（環境基本計画等における環境保全に係る方針、公害防止協定の締結状況、その他環境保全に関する取り組み等）等 |
| | その他 | 関連開発計画等 |

表2 対象事業別の環境配慮事項

| No. | 環境配慮事項の区分 | | 環境配慮事項 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ | ⑩ | ⑪ | ⑫ | ⑬ | ⑭ | ⑮ | ⑯ | ⑰ | ⑱ | | | |
|-----|-----------------------------|---------------------|---|-------------------------------------|---------------|-----------------|-----------------|--------------------|----------|------------|----------|-----------|------------|--------|------------------|-----------|--------------|---------------|-----------------|---------|-------------|---|---|---|
| | | | | 道路の新設又は改築 | 鉄道又は軌道の建設又は改良 | 発電用電気工作物の設置又は変更 | 廃棄物最終処分場の設置又は変更 | 公有水面その他の水面の埋立て又は干拓 | 土地区画整理事業 | 新住宅市街地開発事業 | 工業団地造成事業 | 新都市基盤整備事業 | 流通業務団地造成事業 | 宅地開発事業 | レクリエーション施設用地造成事業 | 工場の新設又は増設 | 終末処理場の新設又は増設 | し尿処理施設の建設又は増設 | 廃棄物焼却等施設の建設又は増設 | 砂利等採取事業 | 土砂等の埋立て等の事業 | | | |
| 1 | 全般 | | 崖崩れ、洪水等自然災害のおそれのある地域や、貴重な植物群落、野生動物の生息地、湧水地、傾斜緑地等での事業実施は極力避ける。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 2 | | | 事業計画が周辺の土地利用と整合するよう配慮する。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 3 | | | 周辺の土地利用や地形を考慮して立地場所や構造等を選定する。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 4 | 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に係る環境要素 | 大気環境 | 大気質 | 事業実施区域から排出される大気汚染物質を抑制する。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 5 | | | | 施工時、粉じんの飛散防止に配慮する。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 6 | | | 供用時、自動車交通量の増加等による周辺に及ぼす影響を極力抑制する。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 7 | | | 大気汚染を軽減するような構造及び交通流の円滑化に配慮する。 | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | | 悪臭・騒音・振動 | 騒音・振動・悪臭被害を生じさせないよう適切な対策を講ずる。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 9 | | 水環境 | 水質 | 河川、海域、地下水等の水質に変化が生じないように対策を講ずる。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 10 | | | | 施工時、濁水の流出防止に努める。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 11 | | | 水象 | 雨水等の表面流出量に変化を生じさせないよう適切な排水処理を行う。 | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | |
| 12 | | | | 地下浸透量、地下水量に変化を生じさせないよう配慮する。 | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | |
| 13 | | | | 雨水浸透システムの導入等により、地域の水循環が保全されるよう配慮する。 | | | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | |
| 14 | | | 埋立地からの浸出水等により海域の汚染が生じないように配慮する。 | | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | ○ | |
| 15 | 地質環境 | 地形・地質 | 切土や盛土等の地形改変を最小限にとどめ、土壌の流出、崖崩れ、土砂崩壊等を生じさせないように配慮する。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 16 | | 地盤沈下 | 地盤の沈下が起こらないよう配慮する。 | | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | | | ○ | ○ | | | | | | | ○ | |
| 17 | | 土壌 | 汚染土壌について、適切な対策を講ずる。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 18 | その他の環境 | 日照障害・電波障害 | 日照障害や電波障害を生じさせないよう建築物の配置や高さを配慮する。 | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 19 | | | 供用時、ゴルフ場において使用する農薬の種類等に配慮する。 | | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | |
| 20 | | その他 | 供用時、夜間の不要な照明を消灯したり、照明の向きや光量に配慮する。 | | | ○ | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 21 | | | 化学物質の使用等によって周辺環境に影響を及ぼさないよう適切な対策を講ずる。 | | | ○ | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | |
| 22 | 生物の多様性の確保と多様な自然環境の保全に係る環境要素 | 植物 | 一定水準の緑地を確保する。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 23 | | | 現存する樹木の伐採を極力抑制する。 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 24 | | 動物、水生生物 | 植生や群落の減少を生じさせないように配慮する。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 25 | | | 動物・水生生物の生息量や生息環境に変化を生じさせないように配慮する。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 26 | | | 動物・水生生物の生息が可能な環境づくりに努める。 | | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | ○ | |
| 27 | 快適な生活環境の保全に係る環境要素 | 景観 | 周辺の景観との調和に配慮する。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 28 | | | 水辺へのアクセスに配慮した親水護岸等の整備に努める等、快適な水辺環境の創出に配慮する。 | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | ○ |
| 29 | | ふれあい活動の場 | デザインに配慮し、快適空間を創出するよう工夫する。 | | | | | | | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | |
| 30 | | | 利用者のいこいの場となるようなオープンスペースの確保に努める。 | | | | | | | | ○ | ○ | | ○ | ○ | | | | | | | | | |
| 31 | | | デザインに配慮し、モニュメントや休憩施設の設置を検討する。 | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 32 | | 文化財 | 文化財の保存や調和に配慮する。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 33 | | 安全 | 高潮等のおそれがある地域における埋立てには十分な対策を講じる。 | | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | ○ |
| 34 | 地域分断 | 地域社会の分断とならないよう配慮する。 | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 35 | その他 | | 快適で地域特性のある住宅地の形成に努める。 | | | | | | | ○ | ○ | | ○ | ○ | | | | | | | | | | |
| 36 | | | 居住環境として好ましくない地域への立地は避ける。 | | | | | | | | ○ | ○ | | ○ | ○ | | | | | | | | | |
| 37 | | | 施設等の緑化に努める。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

| No. | 環境配慮事項の区分 | 環境配慮事項 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ | ⑩ | ⑪ | ⑫ | ⑬ | ⑭ | ⑮ | ⑯ | ⑰ | ⑱ |
|-----|---------------------------|---------|--|---------------|-----------------|-----------------|--------------------|----------|------------|----------|-----------|------------|--------|------------------|-----------|--------------|---------------|-----------------|---------|-------------|
| | | | 道路の新設又は改築 | 鉄道又は軌道の建設又は改良 | 発電用電気工作物の設置又は変更 | 廃棄物最終処分場の設置又は変更 | 公有水面その他の水面の埋立て又は干拓 | 土地区画整理事業 | 新住宅市街地開発事業 | 工業団地造成事業 | 新都市基盤整備事業 | 流通業務団地造成事業 | 宅地開発事業 | レクリエーション施設用地造成事業 | 工場の新設又は増設 | 終末処理場の新設又は増設 | し尿処理施設の建設又は増設 | 廃棄物焼却等施設の建設又は増設 | 砂利等採取事業 | 土砂等の埋立て等の事業 |
| 38 | 地球環境保全への貢献に係る環境要素 | 廃棄物等 | 事業実施に伴い生じる廃棄物等を最小限にとどめ、また再利用・再資源化に努める。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 39 | | | 供用時、廃棄物の処理等が適正に行われるよう施設整備する。 | | | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 40 | | | 廃棄物の処理に伴い、周辺環境への悪影響を発生させないよう配慮する。 | | | | ○ | | | | | | | ○ | | | ○ | ○ | | |
| 41 | | 水利用 | 中水道設備や雨水利用設備などの導入を検討する。 | | | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 42 | | | 節水対策を検討する。 | | | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | |
| 43 | | 温室効果ガス等 | 施工時や供用時に消費するエネルギー量の抑制に努める。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 44 | 再生可能エネルギーや未利用エネルギーの活用に努める | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

表3 環境影響評価の対象とする環境要素

| 大区分 | 中区分 | 小区分 | 細目 | 予測・評価する影響の内容 |
|-------------------------|------|-----|--------------|---|
| 環境の自然的構成要素の良好な保持に係る環境要素 | 大気環境 | 大気質 | 二酸化窒素 | 自動車の走行、重機の稼働、施設の稼働等に伴う大気中の二酸化窒素濃度の変化による影響 |
| | | | 二酸化硫黄 | 施設の稼働等に伴う大気中の二酸化硫黄濃度の変化による影響 |
| | | | 浮遊粒子状物質・ばいじん | 自動車の走行、施設の稼働等に伴う大気中の浮遊粒子状物質・ばいじん濃度の変化による影響 |
| | | | 粉じん | 自動車の走行、重機の稼働、土地の造成面の存在、施設の稼働等に伴う大気中の粉じん濃度の変化による影響 |
| | | | 揮発性有機化合物 | 自動車の走行、重機の稼働、施設の稼働等に伴う大気中の揮発性有機化合物濃度の変化による影響 |
| | | | 有害物質 | 施設の稼働等に伴い大気中に排出される有害物質の濃度変化による影響 また、工事又は供用時の有害物質の使用、保管、処分等に際しての事故等による大気中への排出の可能性及びこれに対する対応措置 有害物質とは、環境基準設定項目、大気汚染防止法等による規制物質、その他科学的知見等により人間又は自然環境に対する影響があるとされる物質のうち、当該事業により使用、保管、処分、排出等が想定されるもの |
| | | 悪臭 | 臭気指数 | 工事又は施設の稼働に際しての物質の燃焼、合成、分解、その他に伴う臭気指数の変化による影響 |
| | | | 臭気排出強度 | 工事又は施設の稼働に際しての物質の燃焼、合成、分解、その他に伴う臭気排出強度の変化による影響 |
| | | 騒音 | 総合騒音 | 工事、自動車の走行、鉄道又は飛行機の運行、施設の稼働等に伴って発生する騒音が複合された場合の影響 |
| | | | 特定騒音 | 工事、自動車の走行、鉄道又は飛行機の運行、施設の稼働等に伴って発生する騒音による影響 それぞれの発生源の特性に応じた適切な手法により個別にとらえる |
| | | 振動 | 振動 | 工事、自動車の走行、鉄道の運行、施設の稼働に伴って発生する振動による影響 |

| 大区分 | 中区分 | 小区分 | 細目 | 予測・評価する影響の内容 |
|-----|-----|------|--------------------------|---|
| | | 低周波音 | 低周波音 | 工事、自動車の走行、施設の稼働に伴って発生する低周波音による影響 |
| | | その他 | | その他大気環境に係る影響 |
| | 水環境 | 水質 | 生物化学的酸素要求量 又は化学的酸素要求量 | 施設の稼働、土地及び施設の利用、水の貯留等に伴う水の汚れ（河川においては BOD（生物化学的酸素要求量）、海域・湖沼においては COD（化学的酸素要求量））の変化による影響 |
| | | | 浮遊物質 | 土地造成その他の工事、施設の稼働、水の貯留等に伴う水の濁り（浮遊物質）の変化による影響 |
| | | | 窒素・磷 | 施設の稼働、土地及び施設の利用等に伴う排水が閉鎖性水域等に排水される場合、水の貯留等が行われる場合、汚水の処理施設を設置する場合等における、全窒素、全磷を指標とした富栄養化による影響 |
| | | | 水温 | 施設の稼働等による排水等に伴う水温の変化による影響 |
| | | | 塩分量（塩素イオン濃度） | 施設の稼働、土地及び施設の利用に伴う塩分量（塩素イオン濃度）の変化による農作物等への影響 |
| | | | その他生活環境項目 | 水質に係る環境基準の生活環境項目（ただし、上記のものを除く）について、施設の稼働、水の貯留、水域におけるコンクリート工事等に伴い相当程度の変化が想定される場合、これによる影響 |
| | | | 有害物質 | 施設の稼働に伴い水中に排出される有害物質の濃度変化による影響 また、工事又は供用時の有害物質の使用、保管、処分等に際しての事故等による水中への排出の可能性及びこれに対する対応措置 有害物質とは、環境基準の健康項目、要監視項目、水質汚濁防止法等による規制物質、その他科学的知見等により人間又は自然環境に対する影響があるとされる物質のうち、当該事業により使用、保管、処分、排出等が想定されるもの |

| 大区分 | 中区分 | 小区分 | 細目 | 予測・評価する影響の内容 | |
|-----|-----|-------|--------|---|--|
| | | 水底の底質 | 有害物質 | 工事又は施設の稼働に際して有害物質（底質の処理処分の暫定指針項目その他の有害物質）を閉鎖性水域に排出する場合、有害物質により土壌又は底質が汚染されているおそれがある場所の造成又はしゅんせつを行う場合、有害物質を含むおそれのある土壌により埋立を行う場合等における、底質の有害物質汚染による影響 | |
| | | | 有機物質等 | 工作物の設置に伴う流況の変化により生じる有機物質等の堆積・巻き上げによる影響 | |
| | | 水象 | 河川流量等 | 土地の形状の変更（植生の改変含む、以下同様）による透水性の変化、施設の稼働による排水又は取水等に伴う河川の流量、河川及び湖沼の水位の変化による影響 | |
| | | | 地下水・湧水 | 工事、地下構造物の存在、施設の稼働等に伴う地下水又は湧水の揚水、排除、遮断等によって生じる地下水位の変化や湧水量の変化による影響 | |
| | | | 海域の流況 | 埋立等の工事、工作物の存在、流入する河川流量の変化等に伴う潮流、潮汐、波浪等海域の流況の変化による影響 | |
| | | | 水辺環境 | 土地の形状の変更、取水、湛水等に伴う河川、湖沼、海岸の水辺の形態及び自然性の変化等による影響 | |
| | | その他 | | | その他水環境に係る影響 |
| | | 地質環境 | 地形・地質 | 現況地形 | 土地の形状の変更に伴う現況地形の変化による影響 |
| | | | | 注目すべき地形・地質等 | 土地の形状の変更、工作物の存在、水象の変化等に伴って生じる、学術性、希少性等より注目すべき地形・地質・自然現象への影響 |
| | | | | 土地の安定性 | 土地の形状の変更（工事中の一時的な状態を含む）、水象の変化等に伴う斜面崩壊の危険性の変化による影響 |
| | | | 地盤沈下 | 地盤沈下 | 工事、地下構造物の存在、施設の稼働等に伴う地下水の揚水、排除、遮断等によって生じる地下水位の低下による地盤沈下による影響 軟弱地盤上の構造物その他の存在による地盤の圧密による影響 |

| 大区分 | 中区分 | 小区分 | 細目 | 予測・評価する影響の内容 |
|-----------------------------|--------|----------|---|---|
| | | 土壌 | 有害物質 | 工事又は施設の稼働に際して使用、保管、処分等を行う有害物質（土壌の汚染に係る環境基準項目その他の有害物質）による土壌汚染の可能性及びこれに対する対応措置 また、有害物質を含むおそれのある土地の改変工事、残土の処分等に伴う影響 |
| | | | 表土 | 土地の形状の変更による、植物の生育基盤としての表土の直接的改変による影響とそれへの対応措置 |
| | | 地下水質 | 有害物質 | 工事又は施設の稼働に際して使用、保管、処分等を行う有害物質（地下水の水質汚濁に係る環境基準項目その他の有害物質）による地下水汚染の可能性及びこれに対する対応措置 |
| | | その他 | | その他地盤環境に係る影響 |
| | その他の環境 | 日照障害 | 日照障害 | 土地の形状の変更、工作物の存在等に伴う日照（日影）の変化による影響 |
| | | 電波障害 | 電波障害 | 工作物の存在、鉄道や航空機の運行等に伴って生じるテレビ電波受信の障害による影響 |
| | | その他 | | 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に係る環境要素において、大気環境、水環境及び地盤環境以外のその他の環境に係るその他の影響 |
| 生物の多様性の確保と多様な自然環境の保全に係る環境要素 | 植物 | 植物相及び注目種 | 土地の形状の変更、湛水等による陸生の植物相変化の可能性 希少性、学術性、地域住民の生活との関わり等の観点から注目すべき種に対する土地の形状の変更、湛水等による直接的影響。また、土地の形状の変更、工作物の存在、水象の変化等に伴って生じる生育環境の変化による注目種への影響 | |
| | | 植生及び注目群落 | 土地の形状の変更、湛水等による植生の変化による影響 自然性、希少性、学術性、地域住民の生活との関わり等の観点から注目すべき群落に対する土地の形状の変更、湛水等による直接的影響。また、土地の形状の変更、工作物の存在、水象の変化等に伴って生じる生育環境の変化による注目群落への影響 | |

| 大区分 | 中区分 | 小区分 | 細目 | 予測・評価する影響の内容 |
|-----|------|-----|------------------|---|
| | | | 樹木・樹林 | 土地の形状の変更による都市内の緑の観点から重要な大径木や樹林、屋敷林等に対する直接的影響 また、土地の形状の変更に伴う周辺地域の緑の量（緑被率）や視覚的な緑の量（緑視率）の変化による影響 |
| | 動物 | | 動物相及び注目種 | 土地の形状の変更、湛水等による陸生の動物相の変化の可能性 希少性、学術性、地域住民の生活との関わり等の観点から注目すべき種に対する土地の形状の変更、湛水等による生息地の直接的改変による影響 また、土地の形状の変更、工作物の存在、水象の変化、工事や施設の稼働・利用による騒音等に伴って生じる生息環境の変化による注目種への影響 |
| | | | 注目すべき生息環境 | 干潟、湖沼や湿地等、動物群集の生息地として重要な場所に対する土地の形状の変更、湛水等による直接的影響 また、土地の形状の変更、工作物の存在、水象の変化、工事や施設の稼働・利用による騒音等に伴って生じる生息環境の変化による注目すべき生息地（動物群集）への影響 |
| | 水生生物 | | 水生生物相及び注目すべき水生生物 | 土地の形状の変更、水位の変化等による水生の植物相及び動物相の変化の可能性 希少性、学術性、地域住民の生活との関わり等の観点から注目すべき種に対する土地の形状の変更、水位の変化等による直接的影響 また、土地の形状の変更、工作物の存在、水象の変化等に伴って生じる生育・生息環境の変化による注目すべき水生生物への影響 |
| | | | 注目すべき生育・生息環境 | 干潟、湖沼や湿地等、水生生物群集の生息地として重要な場所に対する土地の形状の変更、水位の変化等による直接的影響。また、土地の形状の変更、工作物の存在、水象の変化、工事や施設の稼働・利用による濁水等に伴って生じる生育・生息環境の変化による注目すべき生育及び生息地（水生生物群集）への影響 |

| 大区分 | 中区分 | 小区分 | 細目 | 予測・評価する影響の内容 | |
|-------------------|----------|------|---------------------------|--|--|
| | 生態系 | | 地域を特徴づける生態系 | 当該地域を特徴づける生態系について、土地の形状の変更、湛水、工作物の存在、水象の変化等に伴う生育・生息環境及び生物相互の関係への直接的、間接的影響 | |
| | その他 | | | その他生物の多様性の確保と多様な自然環境の保全に係る環境要素に対する影響 | |
| 快適な生活環境の保全に係る環境要素 | 景観 | | 景観資源（自然的景観資源及び文化的歴史的景観資源） | 土地の形状の変更（既存工作物の撤去含む）に伴う自然的景観資源及び文化的歴史的景観資源の消失又は改変による影響。土地の形状の変更、工作物の存在、土地又は施設の利用等に伴う自然的景観資源及び文化的歴史的景観資源の周辺環境変化による影響 自然的景観資源は山、海岸、河川、湖沼、樹林等の自然物、文化的歴史的景観資源は歴史的文化遺産、まちなみ、ランドマークとなる工作物等の土地と一体となった人工物の他、祭り、伝統芸能等の場を含む | |
| | | | 眺望地点 眺望景観 | 土地の形状の変更、工作物の存在等に伴う不特定多数の人が利用する眺望地点及び眺望景観の変化（景観資源の眺望の阻害含む）による影響 | |
| | ふれあい活動の場 | | ふれあい活動の場 | 市民の自然とのふれあいの場として日常的及び非日常的に利用されている自然に対する、土地の形状の変更、湛水等による直接的影響 また、工事、施設の存在等による利用への影響 | |
| | 文化財 | | 指定文化財等 | 指定文化財又はこれに準じる歴史的資源に対する、土地の形状の変更等による直接的影響 また、工事、施設の存在等による文化財等周辺の雰囲気等への間接的影響 | |
| | | | 埋蔵文化財 | 埋蔵文化財包蔵地に対する、土地の形状の変更等による直接的影響 | |
| | 安全 | | 危険物等 | 主として施設の稼働において、高圧ガス、危険物を貯蔵し、取り扱うことに伴う安全への影響 | |
| | 地域分断 | | 地域分断 | 土地の形状の変更、工作物の存在、水象の変化等に伴って生じる、地域コミュニティーの一体性又は地域住民の日常的な交通経路への影響 | |
| | その他 | | | その他快適な生活環境の保全に係る影響（反射光等） | |
| | 地球環境保全 | 廃棄物等 | | 廃棄物 | 工事中及び施設の供用に伴う廃棄物の発生による影響（発生量の抑制、物質の循環利用） |

| 大区分 | 中区分 | 小区分 | 細目 | 予測・評価する影響の内容 |
|---------------------|---------|-----|--------|---|
| への貢献の係 る環境 要素 | | | 残土 | 土地の形状の変更に伴って発生する残土による影響（発生量の抑制、適正処理） |
| | 水利用 | | 水利用 | 施設の供用に伴う水の使用量(水の使用量抑制、雨水・処理水等の有効利用) |
| | 温室効果ガス等 | | 二酸化炭素 | 施設の供用に伴う二酸化炭素発生量（発生量抑制） |
| | | | フロンガス等 | その他の温室効果ガス及びオゾン層破壊物質の排出抑制措置、熱帯材等の使用削減措置等、地球環境への負荷削減措置 |
| | その他 | | | その他地球環境保全への貢献に係る影響 |

表4 環境影響要因と環境要素のマトリクス表

| 環境要素の区分 | | 影響要因の区分 | | 工事による影響 | 存在による影響 | 供用による影響 |
|-----------------------------|--------------|-----------------------|--------------|---------|---------|---------|
| | | | | | | |
| 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に係る環境要素 | 大気環境 | 大気質 | 二酸化窒素 | | | |
| | | | 二酸化硫黄 | | | |
| | | | 浮遊粒子状物質・ばいじん | | | |
| | | | 粉じん | | | |
| | | | 揮発性有機化合物 | | | |
| | | 有害物質 | | | | |
| | | 悪臭 | 臭気指数 | | | |
| | 騒音 | 臭気排出強度 | | | | |
| | | 総合騒音 | | | | |
| | 振動 | 特定騒音 | | | | |
| | | 振動 | | | | |
| | 低周波 | 低周波音 | | | | |
| | | その他 | | | | |
| | 水環境 | 水質 | BOD, COD | | | |
| | | | SS | | | |
| T-N, T-P | | | | | | |
| 水温 | | | | | | |
| 塩分量（塩素イオン濃度） | | | | | | |
| 水底の底質 | | その他生活環境項目 | | | | |
| | | 有害物質 | | | | |
| | | 有機物質等 | | | | |
| 水象 | | 河川流量等 | | | | |
| | | 地下水・湧水 | | | | |
| その他 | 海域の流況 | | | | | |
| | 水辺環境 | | | | | |
| | その他 | | | | | |
| 地質環境 | 地形・地質 | 現況地形 | | | | |
| | | 注目すべき地形・地質等 | | | | |
| | 地盤沈下 | 土地の安定性 | | | | |
| | | 地盤沈下 | | | | |
| | 土壌 | 有害物質 | | | | |
| 表土 | | | | | | |
| 地下水質 | 有害物質 | | | | | |
| | その他 | | | | | |
| その他の環境 | 日照障害 | 日照障害 | | | | |
| | 電波障害 | 電波障害 | | | | |
| 生物の多様性の確保と多様な自然環境の保全に係る環境要素 | 植物 | 植物相及び注目種 | | | | |
| | | 植生及び注目群落 | | | | |
| | 動物 | 樹木・樹林 | | | | |
| | | 動物相及び注目種 | | | | |
| | 水生生物 | 注目すべき生息環境 | | | | |
| 水生生物相及び注目すべき水生生物 | | | | | | |
| 生態系 | 注目すべき生育・生息環境 | | | | | |
| | 地域を特徴づける生態系 | | | | | |
| その他 | その他 | | | | | |
| | その他 | | | | | |
| 快適な生活環境の保全に係る環境要素 | 景観 | 景観資源（自然的及び文化的歴史的景観資源） | | | | |
| | | 眺望地点 | | | | |
| | | 眺望景観 | | | | |
| | ふれあい活動の場 | ふれあい活動の場 | | | | |
| | | 文化財 | 指定文化財等 | | | |
| | 安全 | 埋蔵文化財 | | | | |
| 危険物等 | | | | | | |
| 地域分断 | 地域分断 | | | | | |
| | その他 | | | | | |
| 地球環境保全への貢献に係る環境要素 | 廃棄物等 | 廃棄物 | | | | |
| | | 残土 | | | | |
| | 水利用 | 水利用 | | | | |
| | | 温室効果ガス等 | 二酸化炭素 | | | |
| | その他 | フロンガス等 | | | | |
| その他 | | | | | | |

項目として選定したもののうち、一般項目には○を、重点化項目には◎を、簡略化項目には△を、配慮項目には※をつける